
AIガバナンスのベスト・プラクティスをつくりませんか？ —AIガバナンス・プラットフォームのご紹介—

荒木法律事務所 | 2026.7.16
代表 荒木昭子
弁護士・カリフォルニア州弁護士

荒木法律事務所（“AIL”）のご紹介

- 当事務所は、**大手外資系法律事務所のコーポレート・知的財産部門で経験を積んだ弁護士**が2021年に立ち上げた法律事務所です。
- 「**日本および日本にかかわる企業と人を世界で輝かせる**」をビジョンとして掲げ、創設以来、以下の案件を含め、**日本・海外のグローバル企業が関与する案件**において外部カウンセラーとして、クライアントの皆様と一緒にビジネスを盛り上げてまいりました。
 - 複雑な案件を中心に、**大型案件を含め日本企業と外国企業間のテクノロジーディールの成立**をサポート
 - **クリエイティブなビジネススキーム**を「スキーム構築」、「相手方やクライアント社内の調整」、「契約締結」まで総合的にサポート
- また、2024年には**AIプラクティス・グループ**を立上げ、AIプロダクト開発事業者へのリーガルアドバイスやEU AI法等のプレゼンテーションや市場啓もう活動等のプロジェクトを幅広く展開しています。
- 創業5周年を迎える2026年夏からは、流動性の高いAIを含むテクノロジー新時代において、**法務・知財・経営を架橋し、日本企業の皆さまと一緒に新たなテクノロジー領域のベストプラクティスをつくる**ことをミッションとして、「**AIガバナンス**」を主軸に活動してまいります。

AILのクライアントと主要実績（※2026.7で設立5年）

■ AILのサポート先企業

- 日本の大手多国籍企業様を中心に、様々なセクターの企業をサポート

■ 主要実績

■ 知的財産・テクノロジー・国際ビジネス取引

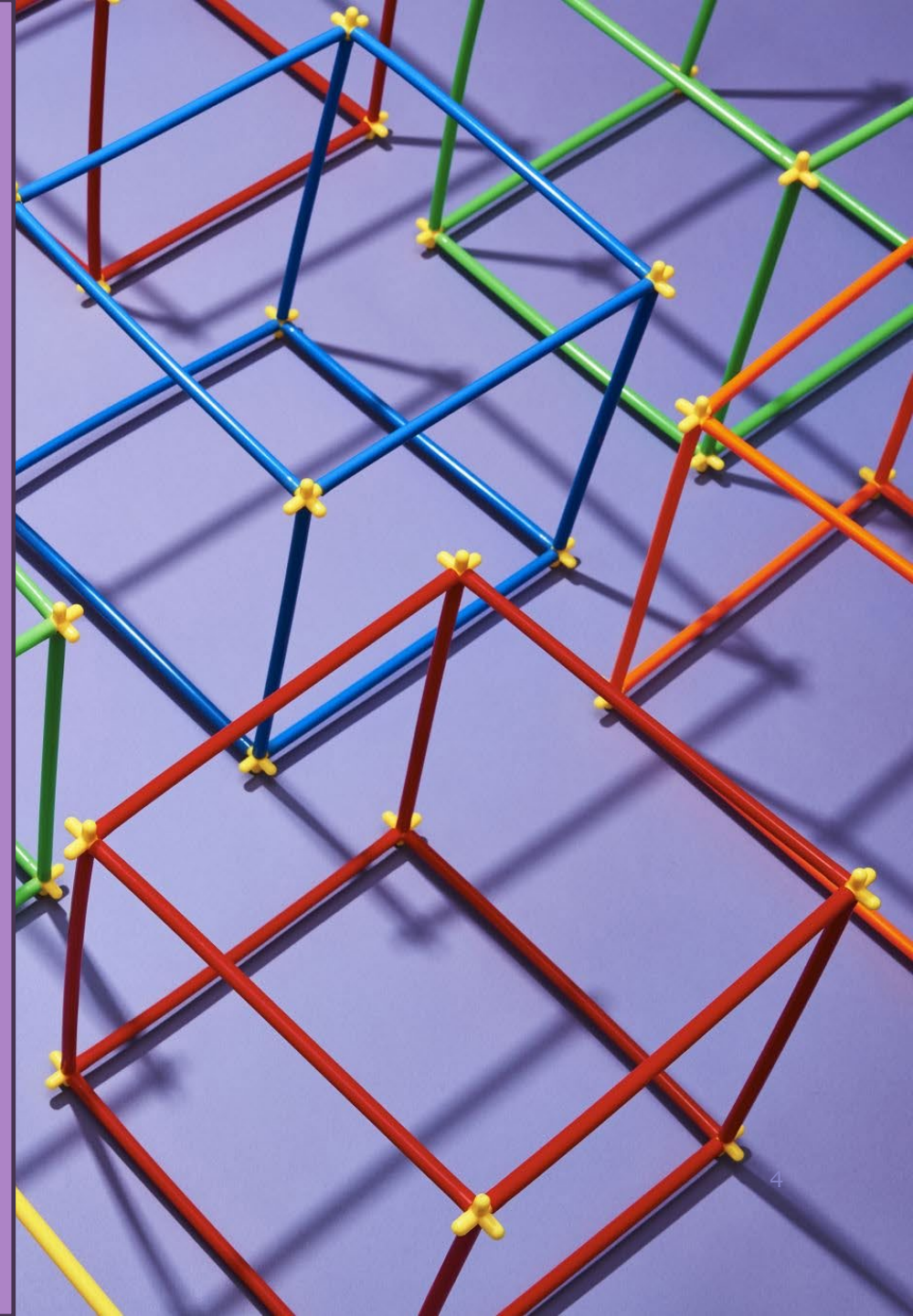
- 欧米中企業とのクロスボーダー特許ライセンス、特許譲渡、共同研究開発契約等
- 特許プールや知財活用領域における新規スキーム構築やリーガルアドバイス、関係者との交渉支援
- 特許侵害案件の海外法域における紛争解決支援、和解交渉支援（現地カウンセルと連携）

■ AIガバナンス・リスクマネジメント

- 社内のAIガイドライン作成および従業員説明会の実施サポート
- グループポリシーをもとに、AIガイドラインの策定に向けたプロジェクトのサポート
- AIを組み込んだプロダクトの包括的リスクチェック（法務・知財・倫理）
- AIを組み込んだプロダクトの利用規約およびプライバシー対応
- 北米を拠点とするグローバルAI開発企業に対して、日本の法令・規制についてアドバイス、契約のローカライゼーションサポート

■ その他顧問業務（規制・コンプライアンス、契約、紛争・インシデント対応等の一般企業法務）

AIの規制・法令対応の重要性



日本では、2025年にAI法が成立。AIガバナンスの取組みが不可避に。

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（AI法）の概要

成立：令和7年5月28日 一部施行：令和7年6月4日 全面施行：令和7年9月1日

法律の必要性	日本のAI開発・活用は遅れている。		多くの国民がAIに対して不安。	
	イノベーションを促進しつつ、リスクに対応するため、既存の刑法や個別の業法等に加え、新たな法律が必要。			
法律の概要	目的	国民生活の向上、国民経済の発展		
	基本理念	経済社会及び安全保障上重要 ➡ 研究開発力の保持、国際競争力の向上 基礎研究から活用まで総合的・計画的に推進 適正な研究開発・活用のため透明性の確保等 国際協力において主導的役割		
	AI戦略本部	本部長：内閣総理大臣 構成員：全ての国務大臣 関係行政機関等に対して必要な協力を求める		
	AI基本計画	研究開発・活用の推進のために 政府が実施すべき施策の基本的な方針 等		
	基本的施策	研究開発の推進、施設等の整備・共用の促進 人材確保、教育振興 国際的な規範策定への参画 適正性のための国際規範に即した指針の整備 情報収集、権利利益を侵害する事案の分析・対策検討、調査 事業者等への指導・助言・情報提供		
	責務	国、地方公共団体、研究開発機関、事業者、国民の責務、関係者間の連携強化 事業者は国等の施策に協力しなければならない		
	附則	見直し規定（必要な場合は所要の措置）		

世界のモデルとなる法制度を構築 国際指針に則り、イノベーション促進とリスク対応を両立。最も AIを開発・活用しやすい国へ。

共通の指針と主体

- AI の事業活動を担う主体が取り組むべき事項を、10の「共通の指針」として整理しています

各主体が 取り組む事項	1) 人間中心	社会と連携した 取組が 期待される事項	8) 教育・リテラシー
	2) 安全性		9) 公正競争確保
	3) 公平性		10) イノベーション
	4) プライバシー保護		
	5) セキュリティ確保		
	6) 透明性		
	7) アカウンタビリティ		

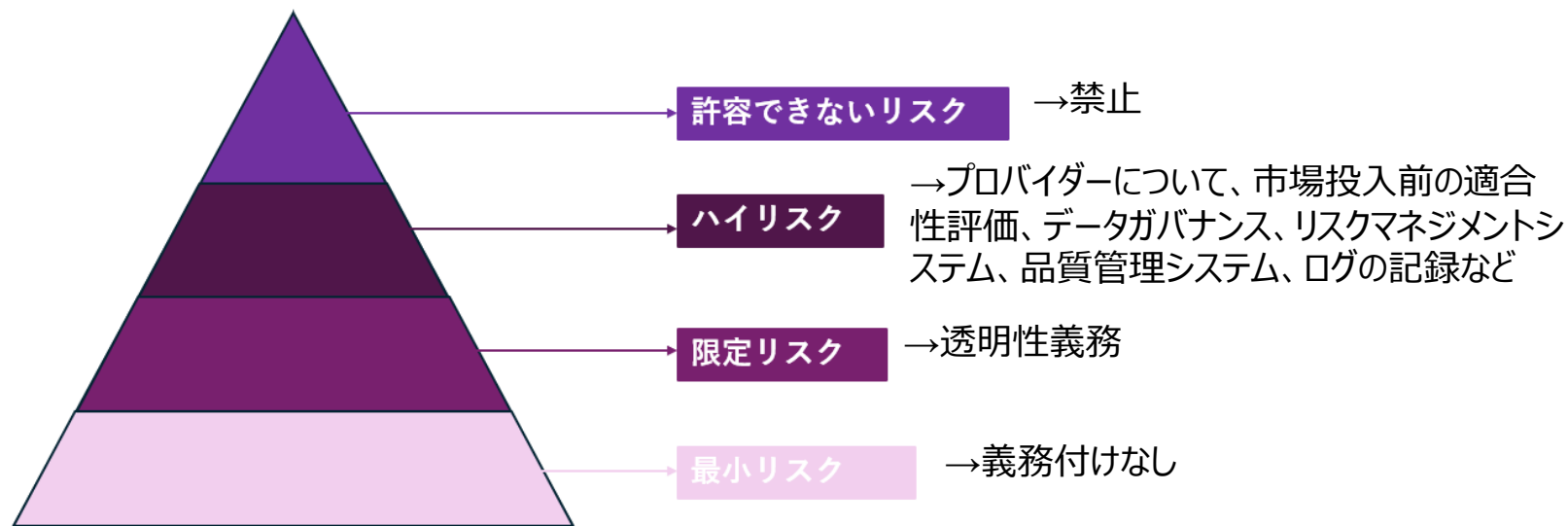
- AI の事業活動を担う主体を、「AI 開発者」、「AI 提供者」及び「AI 利用者」の3つに大別し整理しています

AI開発者	AI システムを開発する事業者（AI を研究開発する事業者を含む）
AI提供者	AI システムをアプリケーション、製品、既存のシステム、ビジネスプロセス等に組み込んだサービスとしてAI利用者、場合によっては業務外利用者に提供する事業者
AI利用者	事業活動において、AI システム又はAI サービスを利用する事業者

[出典]AI事業者ガイドライン第1.2版本編概要

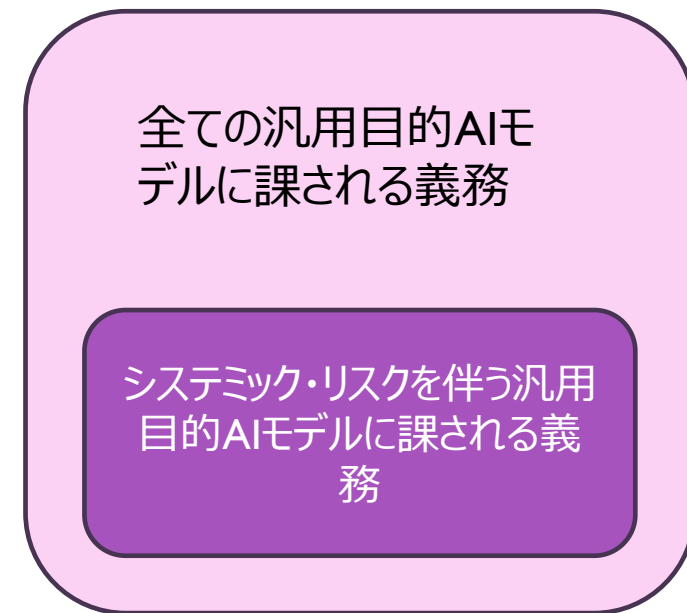
EU AI法の全体像

「AIシステム」のプロバイダー・デプロイヤーなどの対象事業者



※「限定リスク」という名称には議論があります

「汎用目的AIモデル」のプロバイダー



※トレーニングに使用される計算量の累計が10の25乗FLOPs（フロップス（浮動小数点演算速度））を超える場合には、システミック・リスクがあるものと推定

高額な罰金

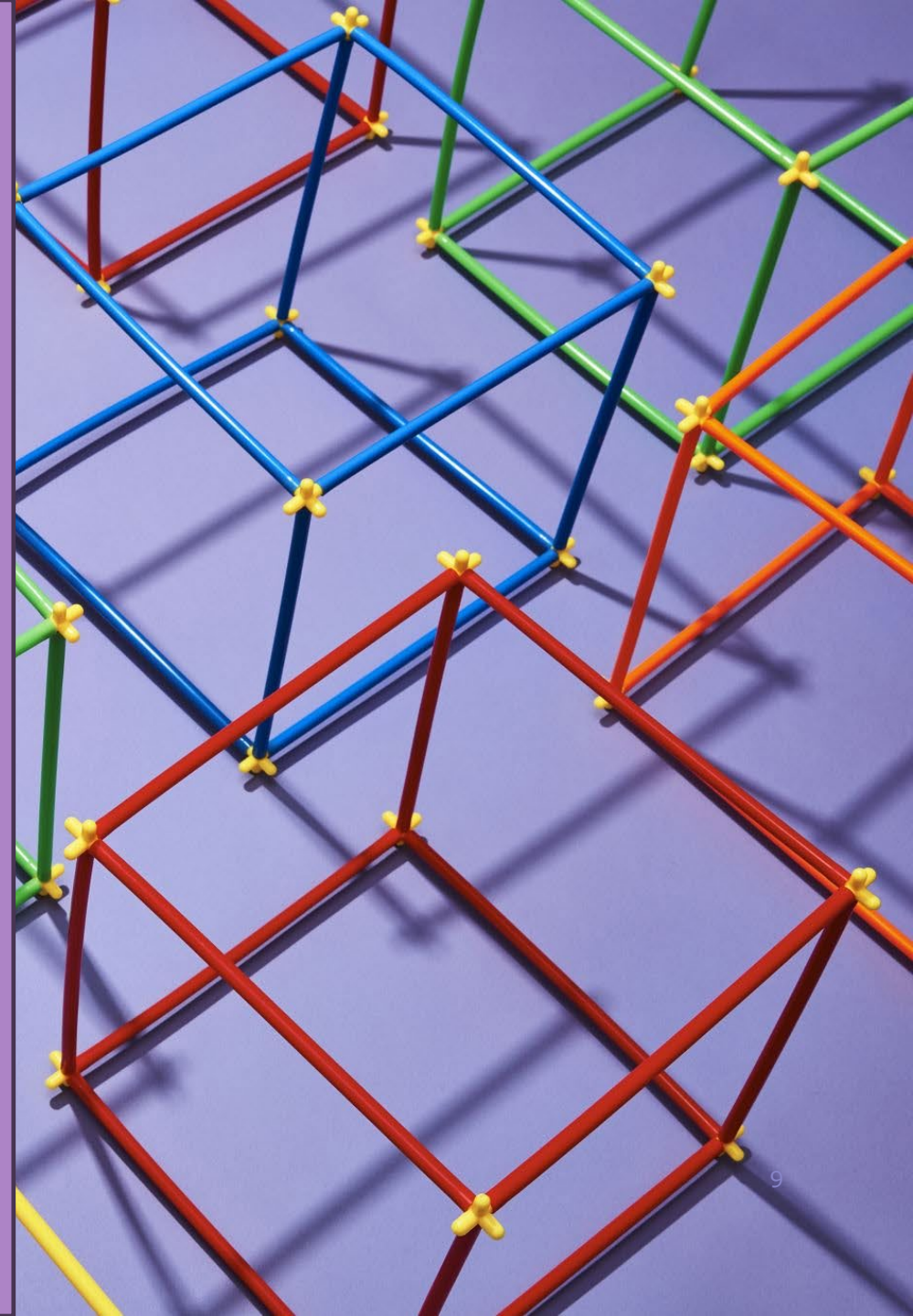
事例	罰金
禁止されるAIシステムに関する規定の不遵守の場合	最高 3,500万ユーロ または 全世界の年間総売上高の7% のいずれか高い方の制裁金
ハイリスクAIシステムまたは汎用目的AIモデルのプロバイダー、認定代理人、輸入業者、販売業者、デプロイヤーに課される事業者や認定適合性評価機関に関する一定の義務の不遵守の場合	最高 1,500万ユーロ または 全世界の年間総売上高の3% のいずれか高い方の制裁金
認定適合性評価機関または国内管轄当局からの要請に対する回答として、不正確または誤解を招くような情報を提供した場合	最高 750万ユーロ または 全世界の年間総売上高の1% のいずれか高い方の制裁金

適用開始時期・ガイドライン・標準の策定状況について混乱 今、何をすべきなのか？の戦略が重要

日付	適用開始
2024.8.1	EU AI法の発効
2025.2.2	以下の規定の適用開始 ・禁止AIに関する規定 ・AIリテラシー義務 等
2025.8.2	汎用目的AIモデルに適用される義務の適用開始
2026.8.2	以下の規定の適用開始 ・ハイリスクAIシステム（付属書III）に適用される義務→2027.12.2に延期 ・透明性の義務の対象となるAIシステム（通称：限定リスクAI）に適用される義務 →一部の既存システムについて経過措置あり
2027.8.2	ハイリスクAIシステム（付属書I）に適用される義務の適用開始→2028.8.2に延期

日本・EU AIガバナンス・アドバイザープラットフォーム のご案内（ファウンディング・ メンバー募集）

私たちと一緒にAIガバナンスのプラクティスをつくりませんか？



日本・EUにおけるAI法規制・AIガバナンス実務の最新動向を 継続的にフォローする企業向けメンバーシッププログラム



AI規制の変化に、社内だけで追いつけていますか？

■ こんな課題はありませんか？

- ✓ AI規制法令のアップデートを追いきれない
- ✓ EU AI法対応を社内へ説明できる人材が不足している
- ✓ AIガバナンス体制やAIインベントリ整備を進めたい
- ✓ 法務・DX・情報システム部門で共通理解を作りたい
- ✓ AI利用ルールや社内ガイドラインを整備したい
- ✓ EUのAI規制対応を継続的にウォッチしたい

ファウンディング・メンバー（30社）募集中！

日本／EUガバナンスアドバイザーメンバーシップ（7月開始）

日本・EUにおけるAI法 AIガバナンス 継続的にフォローする企業向けメンバーシッププログラム 日本・EUにおけるAI法 AIガバナンス 継続的にフォローする企業向けメンバーシッププログラム

AIガバナンスブリーフィング

20 万/年額（税別）

サービス内容

- ✓ 月1回ブリーフィング（ZOOM配信）－日本の法規制アップデート
- ✓ アーカイブ配信（同上）
- ✓ メンバー向けグループQ&Aセッション（45分）四半期に1回（年4回）
- ✓ 有料ワークショップ優先ご案内
- ✓ 年1回リアル座談会・懇親会招待（懇親会実費のみ頂戴します）

〔他メンバーシップと合同〕

参加可能人数

本サービスは各会員企業ごとに1名のみブリーフィングその他各種イベント等にご参加可能です

対象

- ・ 企業法務
- ・ コンプライアンス
- ・ AIガバナンス担当
- ・ DX推進
- ・ 情報システム
- ・ 経営企画

EU AI法ブリーフィング

20 万/年額（税別）

サービス内容

- ✓ 月1回ブリーフィング（ZOOM配信）
- ✓ アーカイブ配信
- ✓ メンバー向けグループQ&Aセッション（45分）四半期に1回（年4回）
- ✓ 有料ワークショップ優先ご案内
- 年1回リアル座談会・懇親会招待（懇親会実費のみ頂戴します）

〔他メンバーシップと合同〕

参加可能人数

本サービスは各会員企業ごとに1名のみブリーフィングその他各種イベント等にご参加可能です

対象

- ・ グローバル法務
- ・ 海外事業
- ・ AI開発・提供企業
- ・ EU向けサービス提供企業
- ・ AI GOVERNANCE担当

プレミアムブリーフィング

60 万/年額（税別）

サービス内容

- ✓ AI法規制・ガバナンスプラクティスブリーフィング
月1回（ZOOM配信）
- ✓ EU AI法プラクティスブリーフィング
月1回（ZOOM配信）
- ✓ アーカイブ配信
- ✓ メンバー向けグループQ&Aセッション（45分）四半期に1回（年4回）
- ✓ AIガバナンス・アドバイザリーセッション（60分・年2回）
※個別事例に関する相談は別途お見積もり（メンバー特別価格）
- ✓ 有料ワークショップ優先ご案内
- ✓ 年1回リアル座談会・懇親会招待
[他メンバーシップと合同]

対象

- ・ AI GOVERNANCE体制整備を進める企業
- ・ AI INVENTORY・社内ルール整備を検討する企業
- ・ EU AI法対応を継続的に検討する企業

参加可能人数

本サービスは各会員企業ごとに最大 **5** 名ブリーフィングその他各種イベント等にご参加可能です

※上記会費は、30社限定・2026年9月末までのファウンディングメンバーの皆様向け初年度特別価格です。

（スタンダード・セット）

テンプレート集アクセス

[ガバナンス]

- ・ AI事業者ガイドラインチェックリスト
- ・ AIインベントリ

[EU]

- ・ EU AI法適用対象フローチャート
- ・ ハイリスクAIシステム義務チェックリスト
- ・ 汎用目的AIモデル義務チェックリスト
- ・ 透明性義務チェックリスト

[日本]

- ・ 著作権論点チェックリスト
- ・ 個人情報論点チェックリスト
- ・ 契約論点チェックリスト

導入による効果

- ✓ EUAI法・日本の規制・法改正動向について追いきれない、ガイドラインまでは読み切れない
- ✓ 規制動向について、法務・コンプラ、IT、サイバー、品質管理、経営管理等、関連部署間で目線を合わせたい
- ✓ 現時点ではコンサルティングサービスまで導入する段階ではないが、まずは最新動向はキャッチアップしたい
- ✓ 必要なときには専門家に相談できる体制を整えておきたい
- ✓ 不確実な領域なので、他社動向も知りたい（グレー領域でどのように社内ルールを構築するか？現段階で何をどこまで対応すべきか？など）
- ✓ メンバー企業の皆様の意見をもとにサービスやテンプレ集を改善



社外の知見も融合して、自社ベスト・プラクティスを実践する契機に

よくあるご質問

- **Q：法令データベースやネット記事を導入するだけで十分ではないですか？**
- **A：本サービスは、単なる情報提供サービスではありません。AIガバナンスのベストプラクティス構築を目指すプラットフォームです。**
 - 法令改正動向やパブコメ情報など、データベースではタイムリーに提供できない流動的な情報を提供できます。
 - グループQ&Aセッションを通じて、不明点を質問したり、他社の感覚も知ることができます。
 - 必要な場合には、別途、専門家の知見にアクセスすることができます。個別案件については、現時点では別途お見積もりベースとなりますが、今後、皆様のご意見を踏まえ、よりよいソリューションを開発していきたいと考えております。

よくあるご質問

- **Q: 弁護士顧問契約との違いは？**
- **A：本サービスは、単なる情報提供サービスではありません。AIガバナンスのベストプラクティス構築を目指すプラットフォームです。**
 - 本サービスは法的助言ではありません。そのため、「実務としてどうすべきか」についてコンサルティングを提供可能とするプラットフォームとして設計しています。
 - 法的助言が必要となる場合には、別途、法律事務所としての弁護士サービスや、現地弁護士との連携もスムーズに対応可能です（別途個別お見積もり）。

よくあるご質問

- **Q: 法令解説だけでなくガバナンスもアドバイス可能ですか？**
- **A: はい、当事務所では、AIの法令・規制遵守やAI倫理を踏まえたガバナンス（規程・体制・業務フロー・チェックリスト等）についても助言いたします。今後、企業における法令・規制・倫理の「実装」支援を継続的に提供していくなかで、さらなる知見の蓄積に努めてまいります。個別案件についてはメンバーシップ外のご提供となりますが、メンバー特別価格でのご提供が可能です。詳細は、別途お問い合わせください。**
 - 既存のAIガバナンスフレームワークをもとに、テンプレートの開発などクライアントの皆様の現実の実務に役立つソリューションの開発を進めています。今後、どのような形（個別案件ベース、テンプレート提供など）で提供できるかは検討してまいります。
 - また、外部顧問との連携を通じ、AI技術の専門的な知見に基づくアドバイスを提供することが可能です（個別お見積もり）。
 - 加えて、セキュリティの実装ツールなど、他領域の専門家とのコラボ体制についてもメンバーシップサービスに組み込んでいけるよう、皆さまのご意見を踏まえ、サービスの改善に努めてまいります。

よくあるご質問

- **Q: 日本とEU以外の法域についてもカバーする予定はありますか。**
- **A : はい、現時点では、日本とEUにスコープをしぼることで、軽量なプログラムとしてスタートいたします。今後、メンバー企業様のご意見をもとに、対象国をひろげることは検討しております。**
 - 現時点では、日本のほかに、域外適用のスコープが広く、世界的な影響を有するハードローであるEU AI法をスコープにいれております。今後、メンバーの皆様のニーズに応じて、米国や中国など、他の法域もカバーできるように検討してまいります。
 - まずは初期サービス（日本・EU）の安定運用に注力してまいります。並行して、チームの増強やサービス提供の効率化等の取り組みを進め、よりメンバー企業様のニーズにかなうサービスの提供を目指してまいります。
 - 本サービスの向上のため、皆様からのフィードバックをお待ちしております。

AIガバナンスワーク・ショップシリーズ（予定）

■ フォーマット

- 3時間・対面セッション
- 講師：荒木昭子
- 各回3社限定
- 定価5万円→メンバー価格適用？（要相談）

その他トピック例（調整中）

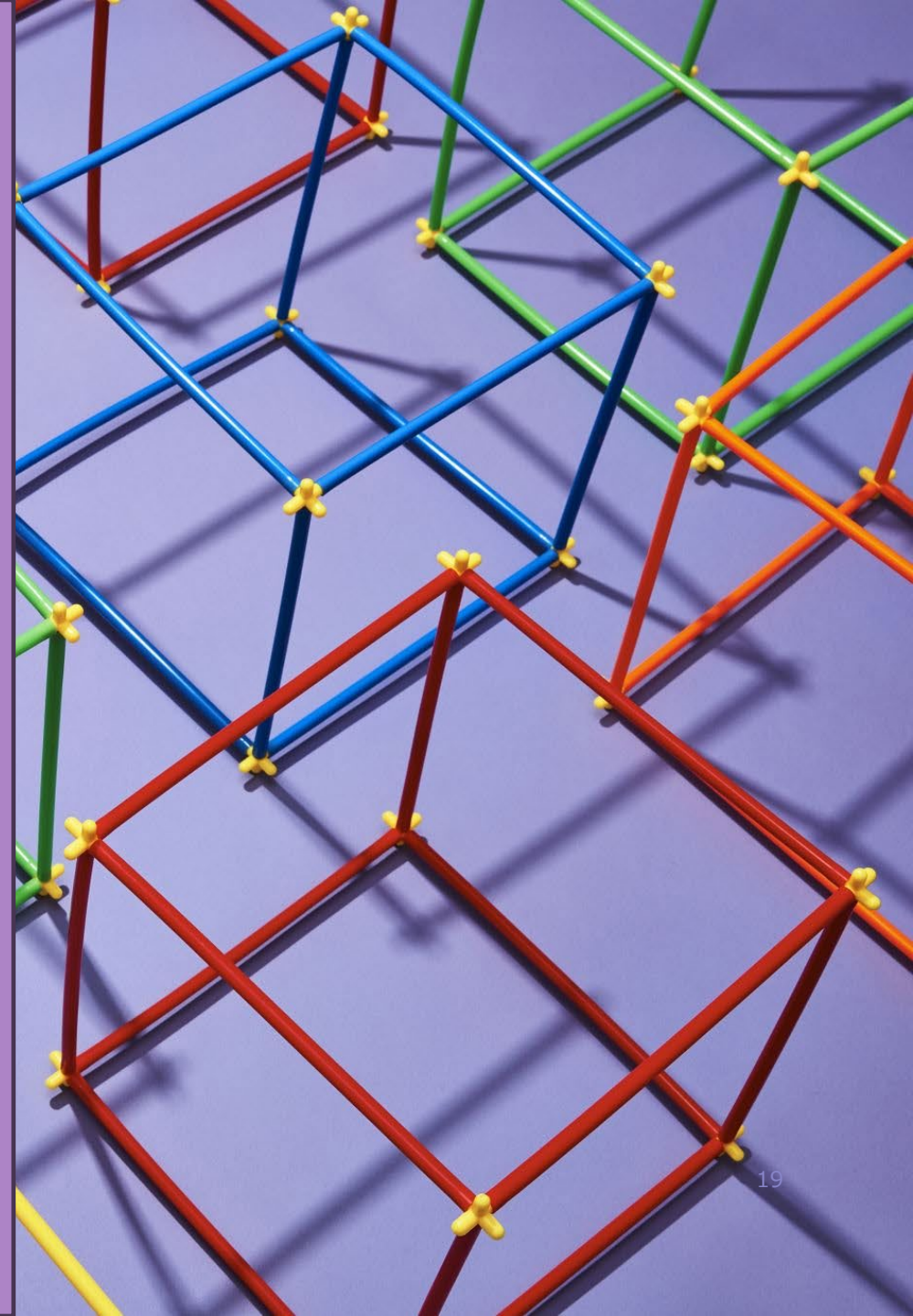
- ・EU AI法対応準備ーテンプレをもとに実践ー
- ・AI分野の個人情報保護法対応（改正対応含む）
- ・プリンシプル・コード（案）対応

【開催例】 EU AI法透明性義務実務対応セッション

プログラム

1. 開会・講師・参加者自己紹介（10分）
2. EU AI法の概要クイックチェック（5分）
3. 【講義】企業は今何を準備すべきか？（60分）
 - ・透明性義務の概要と実務対応ー公表済み文書を踏まえてー
4. 【実践課題】講義をもとに課題への取り組み（30分）
 - ・どのAIシステムが対象となるのか
 - ・何を表示・開示すべきか
 - ・社内でどのような管理体制を整備すべきか・今から何を準備すべきか
5. 【ディスカッション】実践課題に関するディスカッション・解説（60分）
6. Q&A（15分）

荒木法律事務所 (AIL) のご紹介



AILのサポート体制



現地パートナー

国内法

現地法

標準・
技術

日本の国内弁護士だけではなく、現地パートナーや、技術・標準に精通した外部顧問と連携して、日本企業のEU AI法コンプライアンスをサポートします



当事務所顧問・杉村領一氏

ファウンダー荒木昭子プロフィール

2010	弁護士登録（第63期）
2010-2016	大江橋法律事務所（東京事務所）にて勤務 ジェネリストとして様々な案件を経験
2016-2018	海外留学（UC Berkeley）、海外研修
2017	カリフォルニア州弁護士登録
2018	帰国
2018-2021	渥美坂井法律事務所、モルガン・ルイス & バッキアス、ベーカー & マッケンジー（コーポレートないしIP部門）において勤務 IPテクノロジー領域にフォーカス
2021.7	「日本の企業と人を世界で輝かせる」をビジョンにAIL創業
2023	特許庁 産業構造審議会 知的財産分科会 特許制度小委員会審査基準専門委員会ワーキンググループ委員就任（現任）

ファウンダープロフィール



荒木昭子
荒木法律事務所代表
弁護士・弁理士・カリフォルニア州弁
護士

akiko.araki@arakiplaw.com

- AIをはじめとするテクノロジー分野に関する法規制対応、クロスボーダー取引および知的財産実務を専門として、各種メディアランキングでも高い評価。近年は、企業のAI利活用に伴う法的リスク評価、ガバナンス体制構築、契約実務、社内規程整備等について助言を行っている。
- 日経デジタルガバナンス「AI実装、生じうる『7つのリスク』経営層がすべきこと」ほか、複数媒体に記事掲載。
- テクノロジーと規制が交錯する分野において、企業の経営判断に寄り添う実務支援を行っている。
- 在日米国商工会議所（ACCJ）のLegal Services & IP CommitteeのVice Chairを務める（2026.4-）
- IAM Patent 1000（2023-2026）、IP Stars (Managing IP)（2025-2026）など、海外ランキングでの認知・受賞

これまで「知財」領域を主戦場として、標準必須特許（SEP）を含むクロスボーダーの取引案件を手掛けてきましたが、今般、キャリアの後半戦を迎えるにあたり「**AIガバナンス**」領域に注力していくことを決意しました

外部顧問ご紹介



杉村 領一氏

博士（工学）、Master of Arts in IMPM（国際経営修士）

1980年京都大学工学部情報工学科卒業、松下電器産業（現・パナソニック）入社。先端技術研究所モバイルネットワーク研究所所長、パナソニックモバイルコミュニケーションズ社基本システム開発センター所長等を歴任。

2012年NTTドコモ マーケティング部戦略アライアンス担当部長、13～15年TIZEN ASSOCIATION Chairman、14年プロダクト部プロダクトイノベーション担当部長。16年より国立研究法人産業技術総合研究所。情報・人間工学領域 上席イノベーションコーディネーターを経て、現職は、同研究所 チーフ連携オフィサー。AIの標準化の分野において日本をリードする。

JIS・国際規格の策定やこれらに係る適合性評価活動等における貢献に基づき、経済産業大臣表彰「規格開発・認定・認証部門」を受賞（2025年10月21日）。

JTC21（AI分野の標準策定に注力する共同技術コミッティ）のオブザーバーとして、EU AI法の現地の動向及び背景事情に精通したうえで、企業に技術・標準を踏まえたアドバイスを提供。

お問い合わせ

- 本件に関するお問い合わせは、
弁護士荒木昭子（akiko.araki@arakiplaw.com）
お問い合わせ窓口（info@arakiplaw.com）
までお寄せください。
- 皆様と一緒に、日本のAIガバナンスのベストプラクティスを構築できますことを楽しみにしております。



Araki International IP&Law

荒木法律事務所は、グローバルで輝く日本企業を応援します。